

第一章 総 則

第一条（名 称）

本会を、非営利団体「動物愛護を推進する会」と称す。

第二条（事務局）

本会の事務局を高槻ライオンズクラブ事務局又は市内におく。

第三条（目 的）

犬、猫、小動物等と人間との愛情あふれる環境を作り、その環境を通じて社会全体に愛の尊さを理解してもらう事を目的とする。

第四条（活動内容）

第三条に掲げた目的を達成するため以下の活動を行なう。

1. 犬、猫、小動物等と人間との相互愛を持つことにより、人と動物及び植物への愛、ひいては地球環境への関心と愛への広がりを持たせていく。その事へのPR。
2. 「動物愛護センター」の設立とその充実及び条例と法律の制定を行政と市民に働きかける。
3. 犬、猫、小動物等の野放しの防止。
4. その他、目的達成に必要な活動

第二章 会 員

第五条（種別）

本会の会員は、次のとおりとする。

本会の会員は、正会員、賛助会員により構成される。

- a) 正会員は本会の目的に賛同して入会し、その活動に積極的に参加できる個人
- b) 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会し、その活動に積極的に賛同できる法人又は個人。

第六条（入会）

本会の会員になろうとするものは、次に掲げる条件を備えなければならない。

又、所定の入会申込書を本会に提出しなければならない。

動物愛護活動に深い関心がある事。

その他本会の活動への理解と支援する熱意があること。

第七条（会費）

総会において別途定める年会費を一括納入しなければならない。

第八条（資格の喪失）

会員は退会しようとする時は、事前にその旨を書面でもって会長に届け出たとき。

会員が死亡したとき。

6ヶ月以上会費未納入のとき。

第九条（除名）

次の各項に相当する場合、会長は会員の除名ができる。

- a) 本会規約に従わない者
- b) 本会の名誉を傷つける行為を行なった者
- c) 本会の活動を阻害する者

2. 除名は会長の発議により総会を行い、正会員の2分の1以上の賛成をもって、実施する。

第三章 役員等

第十条（種別）

本会に次の役員を置く。

- a) 理事4人以上
- b) 監事1名

理事のうち、次の役職者を設ける。

- a) 会長1名
- b) 副会長1名
- c) 会計1名
- d) 書記1名

第十一条（役員等の職務）

- 1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代行する。
- 3. 会計は財産及び収入支出の管理及び運用の予算の施行
- 4. 書記は総会及び理事会の議事録の作成

理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する

監事は理事会の業務執行の状況、及び本会の財政の状況を監査する。

第十二条（選任）

理事は総会において、会員の中から選任する。

会長、副会長以下役員の種類別は理事会において理事の互選により定める。

第十三条（任期）

役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第四章 会 議

第十四条（種別）

本会の会議は総会、理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第十五条（構成）

総会は正会員をもって構成する。賛助会員は総会に出席し、意見を述べるができるが議決権は有しない。

第十六条（権能）

総会は規約に定めるものの他、本会の運営に関する意思決定機関とする。

理事会はこの規約に定めるものの他、次の事項を議決する。

- a) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- b) 総会に附議すべき事項
- c) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第十七条（開催）

通常総会は、毎年 1 回開催する。

臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- a) 理事会が必要と認めたとき。
- b) 正会員総数の 3 分の 2 以上の会員から目的たる事項を示して請求があったとき。

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- a) 会長が必要と認めたとき
- b) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

第十八条（招集）

- 1. 総会、理事会は会長が招集する。

総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及び その内容を示した書面をもって、開会の日の 1 4 日前までに会員に通知しなければならない。理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって開会の日の 6 日前までに理事に通知しなければならない。理事会の議題があるときは、電子メールや郵便等に代えることができる。

第十九条（議長）

総会、理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第二十条（定足数）

総会、理事会は正会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

第二十一条（議決）

総会及び理事会の議事はこの規約に定めるほか、出席する正会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第二十二条（書面表決等）

- 1. 総会又は理事会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人（正会員であること）をもって表決権を行使することができる。
- 2. 前項の代理人（正会員であること）は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3. 第一項の規定により表決権を行使する場合は、当該正会員は出席したものとみなす。

第二十三条（議事録）

- 1. 総会及び理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- a) 会議の日時及び場所
 - b) 正会員の現在数
 - c) 会議に出席した正会員の数及び理事の氏名
 - d) 議決事項
 - e) 議事の経過の概要
 - f) 議事録署名人の選任
2. 議事録は、会員が閲覧可能な方法で会員に公開する。

第五章 会 計

第二十四条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及び収支予算書は、理事会が作成し総会の承認を受けなければならない。

第二十五条（会計年度）

決算報告については、監事による監査のうえ総会の承認を受けるものとする。

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第二十六条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日とする。

第六章 規約の変更及び解散

第二十七条（規約の変更）

規約の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上の賛成を要する。

第二十八条（解散）

本会の解散は、総会において正会員総数の2分の1以上の賛成を要する。

第二十九条（残余財産の処分）

本会の解散の場合の残余財産は、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を得て、本会と類似の目的をもつ他の法人又は団体に寄附するものとする。

第七章 補 則

第三十条（職員）

1. 事務局には事務局長及び所要の職員を置くことができる。
2. その他事務局及び職員に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

附則 2002年 3月15日（発足日）から施行する。